

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

国土交通省
中国地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、令和7年3月18日付けで都市・地域再生等利用区域を指定するとともに、都市・地域再生等占用方針及び都市・地域再生等占用主体を下記のとおり定める。

令和7年3月18日

記

第1 都市・地域再生等利用区域

太田川水系滝山川龍姫湖周辺で別図に示す区域

第2 都市・地域再生等占用方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けことができる施設

広場、イベント施設、船着場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、サウナ施設、駐車場、日よけ、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設。

（準則第二十二第3項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号及び第11号に該当）

2. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けことができる施設の許可方針

- ・ 占用範囲及びその周辺において、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。
- ・ 工作物の設置にあたっては、河川を汚損しない又は河川管理施設に損傷を与えないこと。
- ・ 河川管理用車両の通行が可能な場所（通路）においては当該車両の通行を確保し、その他の場所においては歩行者の通行を確保すること。
- ・ 洪水等発生の恐れがある場合、設置した工作物等を速やかに撤去すること。
- ・ 許可期間中に周辺住民及び観光客等から本件許可に関する苦情があった場合は、占用主体が責任を持って解決にあたること。
- ・ 占用主体は、その占用施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という）に使用をさせることができるものとする。
- ・ 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約等を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- ・ 占用主体が直接又は施設使用者に占用施設の使用をさせることにより、施設利用料を徴収する場合には、その料金収入の全部又は一部を、当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- ・ 施設使用者がその使用を終了する場合には、原状回復（施設等の撤去及び整地）を行わせること。
- ・ 施設使用者及び占用施設の利用者により排出されたごみは適切に処理すること。
- ・ 占用主体は、施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に年一回以上で河川管理者が指定する回数報告すること。
- ・ 施設使用者は河川を汚損又は河川管理施設に損傷を与えた若しくはその他河川管理上支障が生じる可能性がある事象の発生を自ら認識した場合や施設利用者等の第三者から通報・連絡を受けた場合は、速やかに占用主体に報告し、その指示を仰ぐこと。

- ・ 占用主体は、施設使用者又は施設利用者等の第三者から、河川を汚損又は河川管理施設に損傷を与えた若しくはその他河川管理上支障が生じる可能性がある事象が発生した旨報告を受けた場合には、速やかに河川管理者に報告し、その指示に従うこと。

第3 都市・地域再生等占用主体

1. 都市・地域再生等占用主体

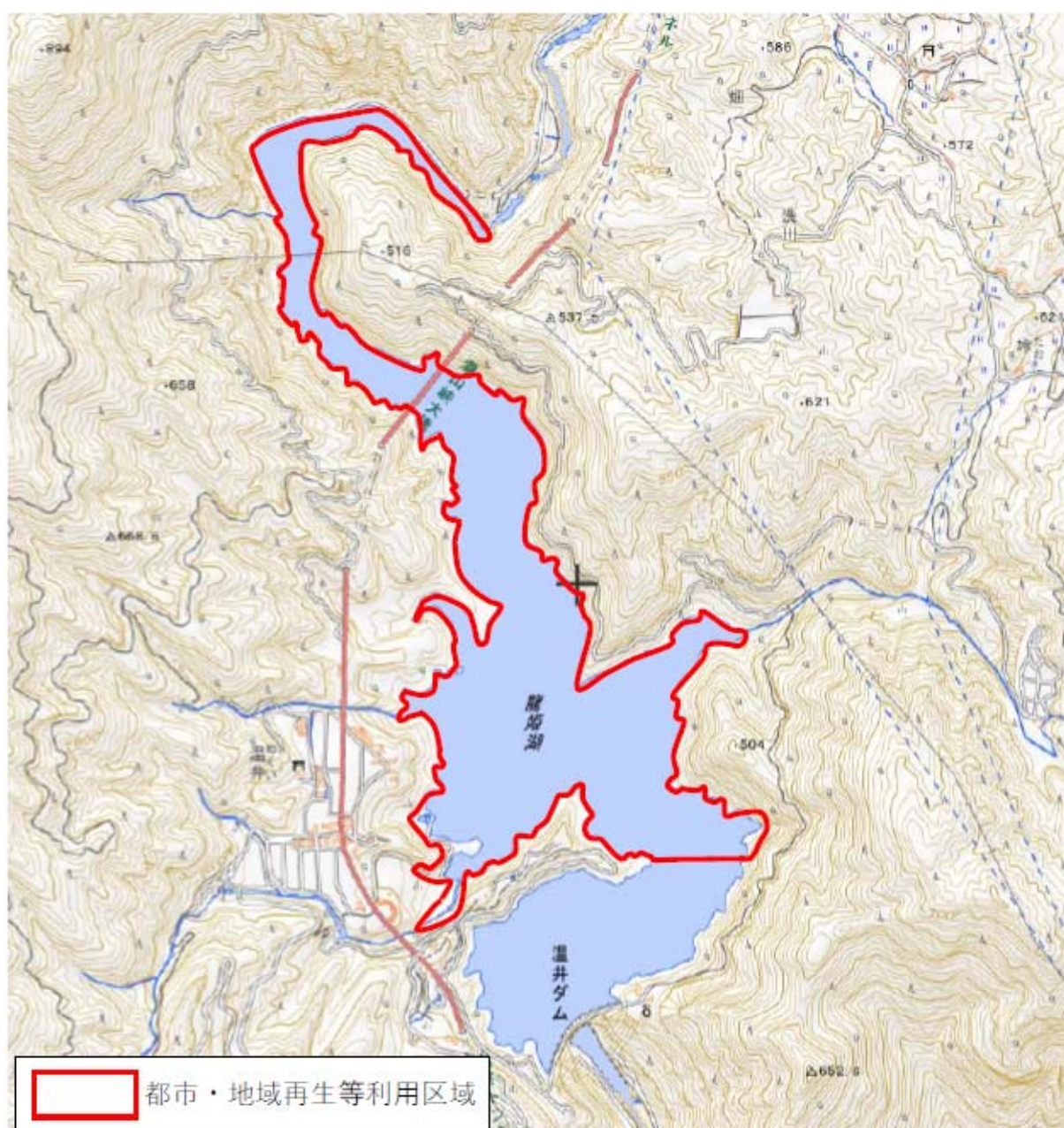
安芸太田町（準則第二十二第4項第1号に掲げるもの）

2. 施設使用者の要件

占用主体が、施設使用者に占有施設を使用させることが出来る者は、以下の要件に合致する者でなければならない。

- 一 役員等（施設使用者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、施設使用者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所等の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者でないこと。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

別図



河川敷地占用許可準則《抜粋》

第二章 通則

(占用主体)

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第1項第六号ロの船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一 広場

二 イベント施設

三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川 床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六に掲げる占用主体

二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等